

令和2年(ワ)第26002号 損害賠償請求事件

原告 (閲覧制限) 外3名

被告 学校法人聖マリアンナ医科大学

## 第3準備書面

令和3年9月27日

東京地方裁判所 御中

原告訴訟代理人 弁護士 佐藤 倫 子



被告の責任原因について、原告は以下の通り主張する。

### 1 被告の主張要旨

被告は、答弁書において、私立学校法第29条、並びに同条により準用され、読み替えられている一般社団法人及び一般社団法人に関する法律(以下「一般社団法人法」という)第78条に「学校法人は、理事長その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。」とされていることから、被告に「故意」不法行為が認められるためには法人代表者たる「被告理事長」に故意がなければならない旨主張し、第三者委員会調査報告書(甲2)に「理事長(中略)についても、上記差別的取扱いに認識があったとは認められなかった」とあることから、「被告理事長」には「故意」はなく、よって法人たる被告は「故意」不法行為責任を負うものではないと主張する(答弁書12、13頁)。

### 2 第三者委員会の認定

この点、第三者委員会報告書(甲2。以下「報告書」という)によれば、第三者委員会は、遅くとも平成27年度入試から平成30年度入試におい

て、少なくとも当該入試委員会の「A元入試委員長、B元副委員長、C元副委員長、D元副委員長によって」、性別及び現浪区分を理由とする一律の差別的取扱いが行われていたものと認めざるを得ないと結論付けた（同48頁）ものの、他方、確かに、代表者である理事長については「理事長、学長、学部長らについても、上記差別的取扱いに認識があったとは認められなかった」としている（同49頁）。

### 3 被告の責任原因

- (1) しかし、原告が一義的に主張するのは、代表者の行為についての法人の責任を定めた一般社団法人法第78条等に基づく責任ではない。民法第709条に基づく、被告法人それ自体の不法行為責任である。

したがって、被告理事長自身の故意は関係ない。

- ア すなわち、入学者選抜行為（甲共12手続①～⑧）は、一連の入試手続として被告法人自体が主体となって行うものである。そして、被告法人は、この一連の「被告の入学試験の実施及び選抜に関する事項は、教授会の下に常置委員会として設置された入試委員会」に「所掌」させていた（報告書51頁）。被告法人は、入試委員会をまさに自身の手足として、入試手続の一切を行う権限を入試委員会に与え、被告法人の行為たる一連の入試手続を行わせていたのである。

したがって、入試委員会の行為は、即ち、被告法人自体の行為というべきである。

そして「入試委員会委員は8名の入試委員で構成され、うち1名が入試委員長、2名が副委員長という体制」であり（報告書51頁）、性別及び現浪区分を理由とする一律の差別的取扱いをその認識のもとに行ったのが、まさに入試委員会を代表する「A元入試委員長、B元副委員長、C元副委員長、D元副委員長」だった（報告書48頁）。

これはまさに、入試委員会が、被告法人から与えられた権限に基づいて、入試手続における一律の不利益取扱いを、その認識のもとで行っていたということであり、即ち、被告法人自体の行為というべきである。

よって、被告は、原告第1準備書面で主張した入学者選抜行為の一連の違法について、民法第709条により、被告法人自身の行為として責任を負う。

イ なお、どのような属性の学生を優先的に採用し、どのような属性の学生を排除するかなどということは、いわば、当該大学の「アドミッション・ポリシー」ともいうべき極めて重要な事柄である。ましてや男性（及び現役、1浪生、2浪生）に対し一律に大幅な点数加算をする仕組みを構築してまで女性や浪人生を一律に不利益に取り扱うなどということが、被告理事長や学長、学部長等の意向なしに、A元入試委員長らの独断で行われたとは到底考えられない。

したがって、第三者委員会による「理事長、学長、学部長らについても、上記差別的取扱いに認識があったとは認められなかった」との認定には疑問が残ると言わざるを得ない。

ウ さらに、少なくとも、報告書によれば「理事長、学長、学部長らについても（中略）差別的取扱いを早期に探知し、是正するための組織としての適正なチェック機能が果たせていなかったと言わざるを得ず、それぞれの立場に応じた監督責任は免れない」（報告書49頁）、「本来であれば、理事長、学長、医学部長らが構成かつ適正な入学試験の実施について高い規範意識を持ち、それぞれの立場に応じて、入試委員会に対して適宜、適切に監督・是正機能を発揮しなければならないところ、本大学においては、これらの者による入試委員会への適切な関与はなかったのであり、これが本件差別的取扱いの一因になった」（報告書52頁、53頁）というのであるから、被告代表者たる理事長等にも監督義務違反があり、い

ずれにせよ、被告法人は民法709条による不法行為責任を負うものである。

- (2) また、被告の入学試験の実施及び選抜に関する事項を所掌する、入試委員会のA元入試委員長、B元副委員長、C元副委員長、D元副委員長が、遅くとも平成27年度入試から一律の差別的取扱いを意図的に行いつつ、このような不公正な入試へ受験生を募集し、入試に参加させ、入試を実施していた行為は、不法行為を構成するものというべきである。

したがって、被告は、少なくとも使用者責任（民法715条）を負う。

以 上